

## 綾瀬市立学校教職員互助会事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立学校教職員互助会が、教職員の福利厚生の充実を図るために実施する事業に補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「綾瀬市立学校教職員互助会」（以下「互助会」という。）とは、綾瀬市立学校教職員互助会規約に基づく綾瀬市立学校教職員互助会をいう。

### (補助対象事業及び補助額)

第3条 補助の対象は、互助会が教職員の福利厚生の充実を図るため、会員相互の福祉の増進と学校教育の振興に寄与することを目的として実施する事業のうち人間ドック補助に要する経費とする。

2 補助額は、人間ドック事業費の10分の9以内の額とする。

### (申請の取下げ)

第4条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期日は、交付決定を受けた日から、起算して15日を経過した日までとする。

### (補助金の変更)

第5条 互助会は、交付決定を受けた内容に変更が生じた場合、速やかに市長に変更交付申請書を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第9条の規定により補助金の交付を変更し、その旨を通知するものとする。

### (補助金の返還)

第6条 前条により、返還金が生じた場合には、互助会に対して請求を行うものとする。

### (実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による実績報告書の提出期日は、事業完了の日か

ら15日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日とする。

(書類の整備)

第8条 互助会は、補助金の交付を受けた事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。